

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
151	4 相続債務との関係	相続分の指定があった場合には、共同相続人は特段の事情がない限り、指定相続分の割合に応じて相続債務を承継することになる(902条の2本文)[平5-20-5]。同条では、	相続分の指定があった場合には、共同相続人は特段の事情がない限り、指定相続分の割合に応じて相続債務を承継することになる(最判平21.3.24)[平5-20-5]。もつとも、902条の2では、	23/2
151	図表69下段	<Xが指定された相続分に応じた債務の承継をした場合>	<Xが指定された相続分に応じた債務の承継を承認した場合>	23/2